

熱海市まちづくり条例 新旧対照表

改正前	改正後												
<p>(開発事業事前協議書の届出等)</p> <p>第29条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る実施設計に着手する前（市民等の意見に基づき設計修正を行える段階をいう。）に、市長と協議を行うため、規則で定めるところにより、当該開発事業の事前協議書（以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施行区域の面積が<u>1,000平方メートル</u>以上で、かつ、次に掲げるいずれかに該当する開発事業 ア 土地の区画の変更 イ 1メートルを超える切土 ウ 50センチメートルを超える盛土 エ 合計が1メートルを超える切土と盛土 オ <u>300平方メートル</u>を超える土地の形質の変更</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第3（第38条、第59条関係） 開発事業の整備基準</p>	<p>(開発事業事前協議書の届出等)</p> <p>第29条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る実施設計に着手する前（市民等の意見に基づき設計修正を行える段階をいう。）に、市長と協議を行うため、規則で定めるところにより、当該開発事業の事前協議書（以下「事前協議書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施行区域の面積が<u>規則で定める面積</u> _____以上で、かつ、次に掲げるいずれかに該当する開発事業 ア 土地の区画の変更 イ 1メートルを超える切土 ウ 50センチメートルを超える盛土 エ 合計が1メートルを超える切土と盛土 オ <u>規則で定める面積</u> _____を超える土地の形質の変更</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第3（第38条、第59条関係） 開発事業の整備基準</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="164 1487 343 1541">種別</th> <th data-bbox="343 1487 786 1541">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="164 1541 343 1588">1～4</td> <td data-bbox="343 1541 786 1588">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 1588 343 2047">5 駐車施設</td> <td data-bbox="343 1588 786 2047">自動車駐車場及び駐輪場は、別表第7に定める基準及び規則に定める基準により当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置すること。ただし、規則に定める地域に建築する共同住宅で、規則に定める基準を満たした場合には、共同住宅の総戸数に対する自動車駐車場の台数を60パーセント以上と</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基準	1～4	(略)	5 駐車施設	自動車駐車場及び駐輪場は、別表第7に定める基準及び規則に定める基準により当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置すること。ただし、規則に定める地域に建築する共同住宅で、規則に定める基準を満たした場合には、共同住宅の総戸数に対する自動車駐車場の台数を60パーセント以上と	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="813 1487 992 1541">種別</th> <th data-bbox="992 1487 1428 1541">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="813 1541 992 1588">1～4</td> <td data-bbox="992 1541 1428 1588">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1588 992 2047">5 駐車施設</td> <td data-bbox="992 1588 1428 2047">自動車駐車場及び駐輪場は、別表第7に定める基準 _____により<u>施行区域</u>内に設置すること。ただし、規則に定める地域に建築する共同住宅で、規則に定める基準を満たした場合には、共同住宅の総戸数に対する自動車駐車場の台数を60パーセント以上と</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基準	1～4	(略)	5 駐車施設	自動車駐車場及び駐輪場は、別表第7に定める基準 _____により <u>施行区域</u> 内に設置すること。ただし、規則に定める地域に建築する共同住宅で、規則に定める基準を満たした場合には、共同住宅の総戸数に対する自動車駐車場の台数を60パーセント以上と
種別	基準												
1～4	(略)												
5 駐車施設	自動車駐車場及び駐輪場は、別表第7に定める基準及び規則に定める基準により当該建築物又は当該建築物の敷地内に設置すること。ただし、規則に定める地域に建築する共同住宅で、規則に定める基準を満たした場合には、共同住宅の総戸数に対する自動車駐車場の台数を60パーセント以上と												
種別	基準												
1～4	(略)												
5 駐車施設	自動車駐車場及び駐輪場は、別表第7に定める基準 _____により <u>施行区域</u> 内に設置すること。ただし、規則に定める地域に建築する共同住宅で、規則に定める基準を満たした場合には、共同住宅の総戸数に対する自動車駐車場の台数を60パーセント以上と												

改正前			改正後		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> することができる。 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> することができる。 </div>		
6～8 (略)			6～8 (略)		
別表第7 駐車施設の基準			別表第7 駐車施設の基準		
建築物の用途	自動車駐車場(台数)	駐輪場(台数)	開発事業	自動車駐車場(台数)	駐輪場(台数)
共同住宅	観光商業集積区域内	総戸数に対して80パーセント以上	共同住宅	観光商業集積区域内	総戸数に対して80パーセント以上
	観光商業集積区域外	総戸数に対して100パーセント以上		観光商業集積区域外	総戸数に対して100パーセント以上
旅館・ホテル	宿泊室数に対して50パーセント以上	—	旅館・ホテル	宿泊室数に対して50パーセント以上	—
保養施設	全室数に対して80パーセント以上	—	保養施設	全室数に対して80パーセント以上	—
住宅(共同住宅を除く。)	1区画に1台以上	—	住宅(共同住宅を除く。)	1区画に1台以上	—
スポーツ・レクリエーション施設	開発事業ごとの協議により定めた台数	開発事業ごとの協議により定めた台数	上記以外	開発事業の規模、利用形態等から算定した台数	開発事業の規模、利用形態等から算定した台数